(趣旨)

- 第1 県は、小規模介護事業者等の経営の安定化に向けた協働化・大規模化等による職場環境の改善を図るため、令和6年度予算の範囲内において、小規模法人(1法人当たり1事業所のみを運営するような法人等、事業目的に照らし、県が認める法人をいう。)を1以上含む、複数の法人により構成される事業者(以下「事業者グループ」という。)が、「令和5年度介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業の実施について」(令和6年2月5日老発0205第3号厚生労働省老健局長通知)別紙3に基づいて実施する経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する取組(以下「青森県小規模介護事業所等職場環境改善事業」という。)に要する経費について、青森県小規模介護事業所等職場環境改善事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和45年3月 青森県規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めると ころによる。

(補助対象事業者)

第2 この補助金は、青森県内に事業所が所在する事業者で構成される事業者グループを 対象とする。

なお、事業者グループは、原則介護事業所(介護保険法に基づく全サービスを対象とする。以下同様。)での構成とする。また、事業者グループに、介護保険サービス以外の福祉サービス(障害福祉サービス、児童福祉サービス)を提供する事業所が含まれる場合も対象とするが、介護事業所を運営する法人を申請代表者として申請するものとする。

(補助対象経費等)

- 第3 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び補助基 準額は、別表のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次により算出した額以内の額とする。
- (1) 1 事業者グループにつき、補助対象経費の実支出額の合計額に補助率を乗じて得た額 (ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。) を算出する。
- (2)(1)で算出した額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と、補助基準額とを比較し、少ない方の額とする。

(申請書等)

- 第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。
- 2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1)令和6年度青森県小規模介護事業所等職場環境改善事業費補助金 所要額調書(別紙1)
- (2)令和6年度青森県小規模介護事業所等職場環境改善事業費補助金 事業計画書①(別 紙2-1)
- (3)令和6年度青森県小規模介護事業所等職場環境改善事業費補助金 事業計画書②(別 紙2-2)

(補助金の交付の条件)

- 第5 次に掲げる事項は、補助金の交付決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。
 - (1)補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更する場合において、あらかじめ令和6年度青森県小規模介護事業所等職場環境改善事業変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出してその承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない軽微な変更の場合は、事業変更承認申請書の提出は要しない。
- (2)補助事業を中止し、又は廃止する場合において、令和6年度青森県小規模介護事業所等職場環境改善事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合 において、速やかに令和6年度青森県小規模介護事業所等職場環境改善事業遅延等報 告書(第4号様式)を知事に提出してその指示を受けること。
- (4)補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする 書類、帳簿等を備え付け、これらを令和7年4月1日から5年間((9)に規定する財 産がある場合は、(9)に規定する期間)保管しておくこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合には、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (6)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理 するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、補助事業の完了後においてもその 効率的な運用を図ること。
- (7)補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合も含む。)は、

令和6年度青森県小規模介護事業所等職場環境改善事業消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第5号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。なお、全国に事業を展開する組織の一部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (8)補助事業者が(1)から(7)までに付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9)補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上(補助事業者が地方公共団体の者の場合は50万円以上)の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省第15号)で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供し、又は廃棄しないこと。
- (10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した(9) に規定する財産に係る財産管理台帳(第6号様式) その他関係書類を(9) に規定する耐用年数を経過するまで整理保管すること。

(申請の取下げの期日)

- 第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日とする。
- 2 前項の申請の取下げは、令和6年度青森県小規模介護事業所等職場環境改善事業費 補助金交付申請取下書(第7号様式)を知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

- 第7 規則第12条の規定による報告は、補助事業完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は令和7年1月31日のいずれか早い期日までに、令和6年度青森県小規模介護事業所等職場環境改善事業完了(廃止)実績報告書(第8号様式)に次の書類を添えて行うものとする。
 - (1)令和6年度青森県小規模介護事業所等職場環境改善事業費補助金 精算書(別紙1)
 - (2)令和6年度青森県小規模介護事業所等職場環境改善事業費補助金 実績報告書(別紙2)
 - (3) 領収書又は支払が確認できる書類の写し
 - (4) 導入した ICT 機器、設備、備品等があればその写真

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第9 補助金の請求は、令和6年度青森県小規模介護事業所等職場環境改善事業費補助金 請求書(第9号様式)を提出して行うものとする。

附則

この要綱は、令和6年7月17日から施行する。

別表(第3関係)

補助対象経費	補助率	補助基準額
事業者グループが経営の協働化・大規模化等を通じ	4/5	事業者グループを
た職場環境改善に資する下記の取組を実施する際に		構成する法人数1に
必要な経費(報酬、給料、報償費、職員手当等、共済		つき 1,200 千円。
費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用		構成する法人数に
費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金)。		制限はないが、1事
		業者グループ当たり
人材募集や一括採用、職場の魅力発信		最大 10,000 千円を上
・合同研修の実施等人材育成		限とする。
・福利厚生の充実や職場環境改善等による従業者の		
職場定着		
・人事管理等のシステムや給与制度等の共通化		
・事務処理部門の集約・外部化		
・各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等		
・協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備(通		
信費は対象外とする。)		
・協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整		
備(事業所車輌の購入費は対象外とする。)		
・経営及び職場環境改善等に関する専門家等による		
支援		
・その他本事業の目的を達成するため、県が必要と認		
める取組		

- (注1) 地域医療介護総合確保基金で実施する「介護テクノロジー導入支援事業」、経済 産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されている ものについては、本事業の補助対象外とする。また、他の国庫補助による社会福祉連 携推進法人の設立に向けた補助金等を受けている事業者グループは補助対象外とす る。
- (注2)補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する調査研究事業等に可能な限り協力すること。(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)